

2011 年合格目標

行政書士公開セミナー

本試験へ向けてラストスパート！

本試験本番へ向けて 残りの期間の過ごし方

TAC行政書士講座

1. 試験の出題内訳の確認（平成 22 年度試験の例）

		配点	五肢択一式 (1 問 4 点)	多肢選択式 (1 問 8 点)	記述式 (1 問 20 点)
法令 46 問	基礎法学	8 点	2 問	—	—
	憲法	28 点	5 問	1 問	—
	行政法	112 点	19 問	2 問	1 問
	民法	76 点	9 問	—	2 問
	商法	20 点	5 問	—	—
一般知識 14 問	政治経済社会	28 点	7 問	—	—
	情報通信 個人情報保護	16 点	4 問	—	—
	文章理解	12 点	3 問	—	—

2. 試験の評価形式の確認

行政書士試験は、成績上位者〇％を合格させるという合格率を固定して合格点が年度によって異なる試験ではなく、300 点満点で 180 点以上を取れば合格できる（※一般知識での基準点クリアは条件）とする合格点を固定する絶対評価式で実施されています。そのため、合格率は年度によって異なりますが、他の受験者の出来不出来を気にせず、自分が 180 点以上を取るための学習をして、その成果を本試験当日に発揮できれば合格できる試験といえます。

3. 7 月末まで（これまでの学習を振り返る）

憲法、民法、行政法といった法令主要科目の学習がある程度消化できているかどうかを確認しましょう。8 月に入るまでに、これらの科目の知識をいったん振り返ってみるとよいでしょう。直前期まで放置してしまうと、せっかくの知識もすっかり忘れてしまったということにもなりかねません。TAC 本科生の方でしたら、ご自分の受講コースの科目ごとの答練を再度解いてみましょう。独学の方でしたら、市販の問題集（オリジナル問題）の憲法、民法、行政法の部分だけを解いてみましょう。

一方、まだこれらの科目に手をつけていない場合は、まずはこの 3 科目の基礎項目だけでも早めに全体を消化できるようにして、該当項目の問題演習は行っておきましょう。TAC 速修本科生の方は、テキスト・DVD でのインプットとテキスト掲載の復習問題と過去問教材トレーニングの A ランク問題は潰しておきましょう。

4. 8月の学習項目（一般知識の学習期間&行政法の学習完成期間）

(1) 一般知識対策

① 総論

ある程度法律の勉強が進んだ段階で一般知識対策も行っておきましょう。一般知識科目での合格点というものも設定されています（14問中6問以上）ので、どんなに法律の出来が良くても、こちらの科目での合格点を越えられなければ、合格という結果を手にはできません。したがって、特に初学者の方は、憲法・民法・行政法のメジャー科目の学習が終われば、商法・基礎法学といったマイナー科目に進むより先に一般知識対策を行いましょう。仮に商法・基礎法学で正解できるものが少なかったとしてもメジャー科目が出来ていれば問題ありませんが、一般知識で6問以上を取れなかった場合は合格できなくなってしまうからです。なお、去年は政治経済社会から7問、情報から4問、文章理解から3問出題されています。

② 過去問の変遷

平成11年までは試験委員制度導入前の問題です。情報関連の出題はなく、政治用語、歴史、経済用語などが出題の中心でした。

平成12年～平成17年は試験委員制度が導入され、情報関連の出題がされるようになりました。当初は2問、平成16年から3問に増加しています。また、財政関連も頻繁に出題されるようになりました。

平成18年以降の現行試験制度導入後は、情報関連の出題が4～5問出題されるようになっています。

③ 学習の視点

情報分野と文章理解で一般知識の合格点である14問中6問以上をクリアするシナリオを描いて学習に取り組みましょう。ここでの得点が必須であることを意識し、その上で政治・経済・社会の分野は加点項目と考えるとよいでしょう。重点分野を取り違えると、非効率な学習になってしまいますので、学習計画には注意しましょう。

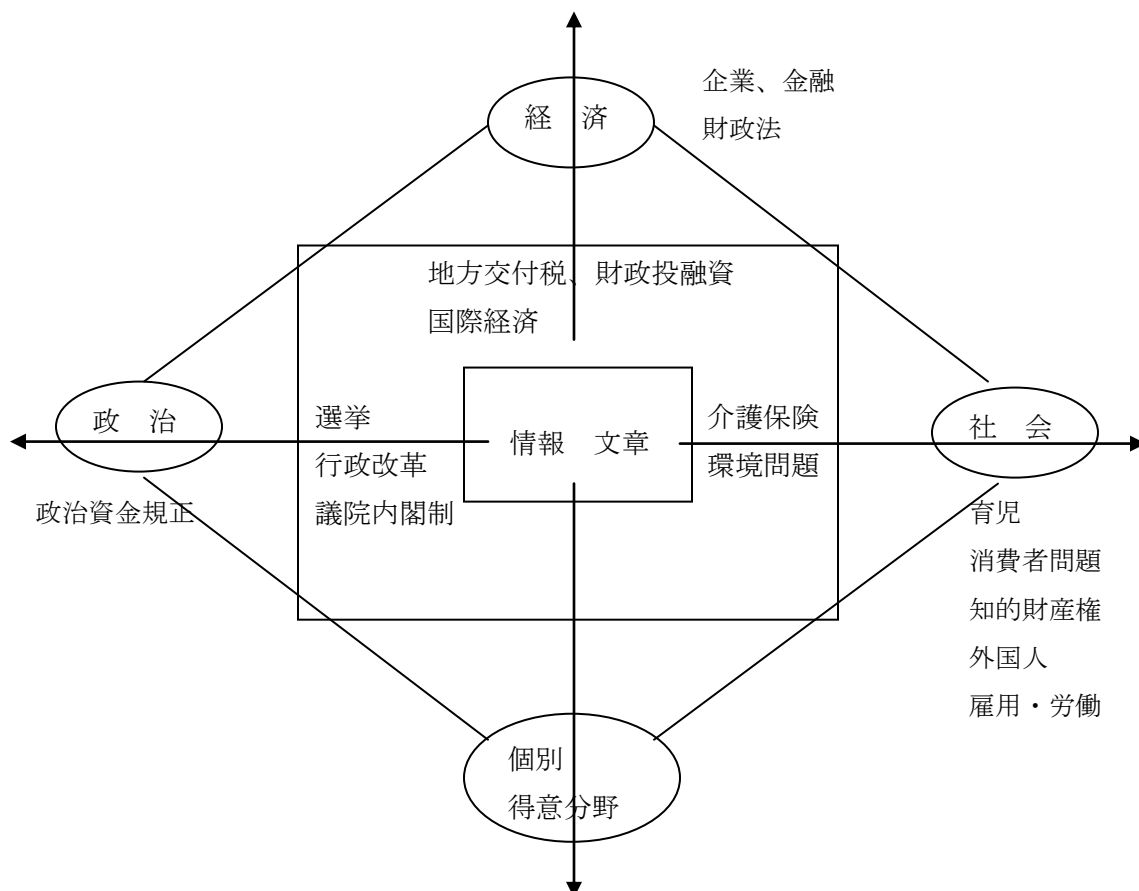
情報分野では、大きく法律系と用語系に出題系統が分かれます。まず、法律系の知識は、過去問教材を利用して過去問パターンをチェックし、特に、個人情報からの出題は、たとえ出題の形式が個数問題であろうと、取りこぼしのないように意識しておきたいところです。なお、学習経験者の場合であっても、再度過去問には取り組むべき箇所といえます。また、用語系の知識は、すでに知っている用語であれば意識することなく飛ばせばよいですが、今後の答練や模試で出題されたもので自分が知らなかったものであれば、知識のストックとして蓄えておきましょう。

次に文章理解分野ですが、直前期の答練・模試の段階において本試験と同じ形式で3時間という制限がある状態での演習を行うことに意義があるため、答練・模試は受講し、実際に制限時間という負荷をかけて解答する練習に努めましょう。なお、実際に試験委員が作成した問題を解き慣れておくのはよいことですので、普段の学習の中では、過去問教材を利用して、文章理解問題を解いてみるのもよいでしょう。

④ コア・サテライト学習

例年、一般知識科目の社会系分野は11問の出題がありますが、学習範囲が広範になりますし、法律の勉強のように体系を意識して全体がどのようにつながっているかを考えながら学習するというものでもありませんから、学習の仕方がかなり難しいものです。

そこで、コア部分とサテライト部分に分け、コア部分の知識から優先的に仕上げ、サテライト部分に手を広げていくという形で進め、その外の分野については自分の得意分野なら答練や模試で出題された問題はやっておくという感じで取り組むとよいでしょう。



(2) 行政法の学習完成期間

一般知識の学習と並行し、行政法の知識もこの時期にほぼ完成に近づけておきましょう。そして、直前期に受ける模試・答練では行政法が得点源と出来ているようにし、その模試・答練の復習では、重要知識なのに漏れがあったところだけを補充することに集中して取り組めるようにしておくとい良いでしょう。

5. 9月の学習項目（記述パフォーマンスの向上&その他の科目のスポット知識）

(1) 記述パフォーマンスの向上

記述式問題は1問20点×3問の計60点が配点されている箇所です。ここで得点を稼げるようになれば合格への大きなアドバンテージとできます。そこで、この時期の行政法・民法の学習では記述パフォーマンスの向上に意識を向けましょう。

まずは、過去5年間の記述の出題履歴を確認し、こういったタイプの出題がされているかをチェックしましょう。大体、記述問題のパターンが確認できたら、次は、記述式での解答を意識しながらこれまで使ってきたテキストを再読していきましょう。問題演習ツールが手元にない方や記述に自信のない方は記述対策講座を利用するのも良いと思います。個人差はありますが、練習問題の量的には良問を30問～60問程度実施できればよいでしょう。

サンプル問題

Aは、実際はGが所有権を有している土地について、Bに売却する契約を締結した。売主Aは、同土地をBに移転することができないため、この契約を解除したいと考えている。どのようなとき、どのようにすれば、Aはこの契約を解除することができるだろうか。40字程度で記述しなさい。なお、買主Bは、この契約が他人物売買であることについて善意であった。

（「合格トレーニング」（TAC出版）470頁）

民法 562 条 1 項「売主が契約の時ににおいてその売却した権利が自己に属しないことを知らなかった場合において、その権利を取得して買主に移転することができないときは、売主は、損害を賠償して、契約の解除をすることができる。」

2 項「前項の場合において、買主が契約の時ににおいてその買い受けた権利が売主に属しないことを知っていたときは、売主は、買主に対し、単にその売却した権利を移転することができない旨を通知して、契約の解除をすることができる。」

解答例「売却した権利が自己に属しないことにつき契約時に善意のとき、損害を賠償して、解除できる。」

(2) その他の科目のスポット知識

初学者の方でしたら、9月前半までに法律メジャー科目、一般知識科目の文章・情報の学習を終わらせ、9月後半は法律マイナー科目と一般知識政治経済社会の学習をスポットで行いましょう。特に、法律マイナー科目の商法・基礎法学は、全体の体系を意識というよりも、今年の試験で重要そうな箇所だけをピンポイントで学習する方が効率的でしょう。

6. 10月の学習項目（本試験スタイルへの仕上げ）

いよいよ試験1ヶ月前の直前期に入ります。

これまでの総復習とともに、本試験スタイルの模試・答練を受験し、知識の精度を向上させていきましょう。

また、本試験でどのような順番で問題を解くのかも自分なりにシュミレーションしておき、模試・答練もそのシュミレーション通りに行いましょう。

合格できる力があるのに不合格になってしまう方の原因の一つに挙げられるのが時間配分ミスです。しかし、これは事前のシュミレーションでリスク回避可能なことですから、本試験当日の戦術として、この時期には時間配分も考えておきましょう。

例年、文章理解の3問は最後の3問に配列されます。この3問はゆっくり考えれば何てことのない問題だったのに残り5分しかなかったから適当にマークするしかなかったから一般知識での合格点が足りなくて…なんていうことにならないように気をつける必要があります。3時間では60問を解くには足りないかもしれませんが、「やっても出来ない問題をやらなかった」と「やれば出来たはずの問題がやれなかった」とのでは大きく意味が違うことを改めてこの時期に見つけ直すとよいでしょう。

7. 今後のスケジュールを作ってみよう

8月第1週

第2週

第3週

第4週

第5週

9月第1週

第2週

第3週

第4週

10月第1週

第2週

10月16日（日） 公開模試

第3週

第4週

第5週

11月

11月13日（日） 本試験